

# 公益財団法人岡山県スポーツ協会評議員選定委員会規程

## (目 的)

第1条 公益財団法人岡山県スポーツ協会（以下「本会」という。）の評議員選定委員会に関する事項は、法令又は本会定款について定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (任 務)

第2条 この委員会は、評議員の選任及び解任を審議、決定する。

## (委 員)

第3条 評議員選定委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

委員 4名

- 委員は、評議員、監事、事務局及び外部の学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 委員長は、委員の互選で決め会長が委嘱する。
- 委員の任期は、その評議員としての任期と同一とし、再任を妨げない。また、辞任又は任期満了においても、前項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## (招 集)

第4条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

## (評議員名簿及び議事録)

第5条 委員会は、議事終了後速やかに評議員名簿及び議事録を作成し、委員長及び出席者の代表2名が署名押印の上、理事会および評議員会に報告する。

## (本規程の変更)

第6条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

## 附 則

- この規程は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- この規程は、平成26年3月27日から施行する。
- この規程は、平成26年9月26日から施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。